

令和8年度西東京市特定教育・保育施設等指導検査実施方針

1 基本方針

平成27年度から子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）が施行され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）について、利用する子ども（以下「利用者」という。）の健やかな成長のために適切な環境を等しく確保するために、市区町村が指導検査を行うことが規定された。

本市では、共働き世帯の増加や保護者の勤務形態の多様化等に伴う保育ニーズの急増により、喫緊の課題となっている待機児童への対策として、保育施設の整備を積極的に行ってきた。子どもが健やかに育ち、保護者が安心して預けられようにするためには、「量」と「質」の両面を整備していく必要がある。

こうしたことから、保育サービスの充実を図るためには、各種保育施設に対する指導検査の取組が一層重要なものとなっている。

以上のことを踏まえ、特定教育・保育施設等に対する一般指導検査については、「西東京市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」、「西東京市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、及び関係法令等に照らして、適正に実施されているかを確認の上、改善指導等を行い、児童福祉行政の適正かつ円滑な実施を確保することに主眼を置いて実施する。

また、重大な法令違反や虐待等、不適正なサービス提供の疑いがある場合には、社会福祉施設の社会的使命に対する信頼の維持・確保及び利用者保護に主眼を置いて、速やかに特別指導検査を実施する。

これらの指導検査の実施に当たっては保育運営指導所管課と密接な連携を図り、特定教育・保育施設の指導検査に当たっては、児童福祉法に基づく認可と指導検査の権限を持つ東京都とも連携して、効果的・効率的に行う。

2 一般指導検査の重点項目

(1) 運営管理関係

ア 職員の確保及び処遇

(ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。

(イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。

(ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。

(エ) 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

イ 安全対策の徹底

- (ア) 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- (イ) 安全計画に基づく安全措置（研修及び訓練等）の実施並びに消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。
- (2) 保育内容関係
 - ア 保育所保育指針の徹底
 - (ア) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。
 - (イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。
 - イ 児童一人一人に応じた保育の徹底
 - (ア) 児童の心身の状況や置かれている環境等の把握が適正に行われているか。
 - (イ) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。
 - ウ 安全対策の徹底
 - (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
 - (イ) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
 - (ウ) プール活動・水遊び、園外保育時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
 - (エ) 上記（ア）から（ウ）にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
 - (オ) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。
- (3) 会計経理関係
 - ア 決算書が適正に作成されているか。
 - イ 物品購入等について適正な経理処理を行っているか。
 - ウ 施設型給付費（または委託費）・地域型保育給付費を適正に請求し、適正に支出しているか。

3 特別指導検査の重点項目

- (1) 運営管理関係
 - 法令等を遵守した施設運営を行っているか。
- (2) 保育内容関係
 - 保育内容は、入所する児童の心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適切なものか。
- (3) 会計経理関係
 - 会計基準や関係通知に則った適正な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適

正に使われているか。

4 実施計画

(1) 対象施設

ア 特定教育・保育施設（認可保育所）

イ 特定地域型保育事業者（小規模保育事業者・家庭的保育事業者）

(2) 実施形態

ア 一般指導検査

(ア) 実施方法

施設ごとに日程を定め、原則として特定教育・保育施設等に検査員が赴き、実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。なお、西東京市が所轄庁となっている社会福祉法人が運営する特定教育・保育施設等については、適宜、社会福祉法人の指導監査も併せて実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの検査員は、原則として2名以上とする。また、特定教育・保育施設等の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ) 実施通知

「西東京市特定教育・保育施設等指導検査実施要領」（平成29年8月1日付29西健生第629号）第9の規定に基づき通知する。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、「西東京市特定教育・保育施設等指導検査実施要領」第6の規定により定めた実施計画に基づき決定する。

イ 特別指導検査

(ア) 実施方法

施設ごとに適宜日程を定め、特定教育・保育施設等に検査員が赴き、実施する。

また、必要に応じ、特定教育・保育施設等の関係者の来庁を求め、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。なお、西東京市が所轄庁となっている社会福祉法人が運営する特定教育・保育施設等については、適宜、社会福祉法人の指導監査も必要に応じて実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの検査員は、原則として3名以上とする。また、特定教育・保育施設等の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

なお、必要により、東京都との合同実施とする。

(エ) 実施通知

「西東京市特定教育・保育施設等指導検査実施要領」第11の規定に基づき通知する。

(3) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和8年4月1日時点で現存する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者とする。ただし、年度途中に開設した施設については、必要に応じて指導検査の対象とする。

イ 特定教育・保育施設の選定方法

(ア) 新規に開設された施設

(イ) 西東京市が所轄庁となっている社会福祉法人が指導検査の対象となっており、かつ当該社会福祉法人が運営している施設

(ウ) 過去の一般指導検査及び特別指導検査（以下「指導検査等」という。）において、指摘事項の改善が図られていない施設

(エ) 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設

(オ) 特定教育・保育施設で、東京都が児童福祉法に基づき指導検査を行う施設

(カ) 前回の指導検査から一定の期間を経過した施設

(キ) その他指導検査等の実施が必要と判断される施設

ウ 特定地域型保育事業者の選定方法

原則として、西東京市内全特定地域型保育事業者を年に1回一般指導検査の対象とする。

5 関係団体等との連携

(1) 東京都

ア 児童福祉法に基づく東京都の指導検査との合同実施を行う。

イ 指導検査結果等について、必要な情報交換を行う。

ウ 東京都が認可する特定教育・保育施設に違反疑義等が認められた場合、必要に応じて連携を行う。

エ 違反疑義が複数の市区町村に関係する場合、東京都に総合的な調整を依頼する。

(2) 他市区町村

違反疑義等に関する情報について共有し、必要な対応を行う。

(3) 保育運営指導所管課

指導検査の事前準備、当日の検査協力や立会い、事後対応等の連携を行う。